

厚真町上厚真地区店舗跡活用事業者募集要領

1 趣旨

厚真町は、地域の自然・文化・産業など多様な資源を活かして活動する多様な人たちが
主役となり、地域に活力をもたらすまちづくりを行っている。本事業では、まちなかに
位置する町有物件を活用し、二地域居住の推進や関係人口の創出に資する事業を展開す
ることで、地域の魅力向上と活性化を図る。そのために、当該目的に賛同し、その意欲
と優れたアイデアを持つ活用事業者を広く公募する。なお、本事業の実施にあたっては、
「厚真町上厚真地区店舗跡活用事業者募集要領（以下「募集要領」という。）」のほか、
別途定める「厚真町上厚真地区店舗跡活用事業方針（以下「活用事業方針」という。）」
に定める条件を遵守するものとする。

2 施設・土地の概要

(1) 所在地：厚真町字上厚真 106 番地 2	83.11 m ²
厚真町字上厚真 108 番地	98.89 m ²
厚真町字上厚真 109 番地	342.82 m ²
厚真町字上厚真 111 番地	66.28 m ²
※別紙 上厚真地区店舗跡活用に係る位置図参照	

(2) 用途地域：準工業地域

(3) 建物状況

ア 建築年度及び建築面積：

①昭和 44 年 店舗部分 66.11 m²（解体）

②昭和 52 年 住居 1 階部分 115.70 m²、店舗 2 階部分住居 64.80 m²（解体）

③平成 15 年 住居 2 階部分 46.37 m²

イ 構 造：木造亜鉛メッキ 鋼板葺 2 階建

ウ そ の 他：上厚真市街地店舗併用店舗跡に係る空家等活用可能性調査業務 調
査報告書のとおり。

(4) 改修・整備方針

町が実施する改修範囲は以下のとおりとし、これを超える内装や追加の改修、設備・
什器・備品等については活用事業者の責任および負担において実施するものとする。

① 店舗部分、店舗 2 階部分の解体

解体工事に使う、店舗裏手の敷地内植栽の一部伐採等を行う。

② その他、必要に応じて防水、設備等の改修または修繕を行う。ただし、屋内設備
改修は事業者の負担とする。

③ 解体・改修は令和 9 年度に実施予定だが、予算の状況によって変更の可能性があ
る。

3 活用事業者の費用負担等

- (1) 町が実施する改修範囲を超える改修については活用事業者が負担するものとする。
- (2) 賃貸借期間：賃貸借契約は 10 年とする。契約の延長などについては協議をするものとする。
- (3) 賃料：月額 80,000 円（税込み）程度を予定 ※改修内容に応じた設定
- (4) 活用中の施設の修繕・維持管理：活用開始後に発生した日常的な破損、消耗、その他不具合の修繕および維持管理に必要な費用は、すべて活用事業者の負担とする。
ただし、建物自体の構造上の根本的な欠陥や、引渡し当初から潜在していた重大な不具合（瑕疵担保責任に相当するもの）に起因するものと町が認めた損壊等については、貸主である町が対応する。
- (5) 原状回復：契約期間満了時における、通常の使用に伴う損耗や経年劣化等に対する建物の原状回復は要しないものとする。また、事業者が設置した造作や設備等についても、町の承諾を得たものは、撤去せずそのままの状態で返還することができる。ただし、事業者が持ち込んだ什器、備品、その他一切の可動式の私物等（残置物）については、契約終了時までには事業者の責任と費用負担によりすべて撤去すること。
- (6) その他負担：電気・ガス・上下水道使用料、ごみ処理費用、通信費、日常の清掃・管理費等

4 応募資格に関する制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

活用事業者は、個人、団体又は企業を問わないが、次に掲げる者は、活用事業者及びその構成員（以下「活用事業者等」という。）となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 申請時において、町からの入札の参加資格を取り消されている者
- (3) 応募受付期間において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者
- (4) 活用者等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者
- (5) 公租公課を滞納している者
- (6) 活用提案者等が、次の各号のいずれかに該当すること、又は次の各号に掲げる者が、団体の経営に実質的に関与していること。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に関する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 応募締切日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者

5 選考等の日程

項目	日程
現地説明会申込期限	令和8年11月2日(月)午後5時
現地説明会	令和8年11月6日(金)
質問書提出期限	令和8年11月26日(木)午後5時
質問回答掲載	令和8年12月4日(金)
参加表明書提出期限	令和9年1月12日(火)午後5時
企画書等提出期限	令和9年1月18日(月)午後5時
書類選考	令和9年1月25日(月)
選考会(プレゼンテーション等)	令和9年2月8日(月)(予定)
選考結果通知	令和9年2月中旬
詳細協議※	令和9年2月中旬以降

※1 詳細協議

- (1) 優先交渉権者は、店舗跡活用条件の調整・協議を経て基本協定等を締結する。
- (2) 優先交渉権者は、町の解体・改修工事終了後、賃貸契約手続きに進むものとする。
- (3) 優先交渉権者は、町との詳細協議および賃貸借契約締結を経て施設の引渡しを受けた日から、原則として2年以内に事業を開始(オープン)させなければならない。
- (4) (1)の優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点事業者と詳細協議を行い契約候補者を決定する。

6 応募方法

(1) 現地説明会申込

① 提出書類

厚真町上厚真地区店舗跡活用事業現地説明会申込(様式1)

② 提出期限

令和8年11月2日（月）午後5時

③ 提出方法

ア 郵送、メールまたは持参で提出すること

イ 1部を提出すること。

※提出された書類は返却しない

④提出先

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ 店舗跡活用担当者

(2) 現地説明会

この現地説明会への参加は必須ではないが、現地説明会以外での現地確認要望には応じない予定である。

① 開催日時

令和8年11月6日（金） 13時30分～

② 場所

ア 集合場所：厚真町上厚真支所（厚南会館）

厚真町字上厚真219番地7

イ 説明場所：当該店舗跡

厚真町字上厚真109番地

(3) 質問書提出

① 提出書類

厚真町上厚真地区店舗跡活用事業質問書（様式2）

② 提出期限

令和8年11月26日（木）午後5時

③ 提出方法

ア 郵送（受付期間内必着とすること）

イ メール（件名を「厚真町上厚真地区店舗跡活用事業者募集について」とすること）

ウ 持参（平日午前9時から午後5時まで）

※提出された書類は返却しない

④ 提出先

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ 店舗跡活用担当者

⑤ 回答の提示

質問書に対する回答は、町ホームページ「厚真町上厚真地区店舗跡活用事業者募集」にて令和8年12月4日（金）までに公開する。なお、質問を行った企業名は公表しない。また、本プロポーザルの趣旨から離れていると判断する質問への回答は行わない。

(4) 参加表明書提出

① 提出書類

- ア 厚真町上厚真地区店舗跡活用事業参加表明書（様式 3）
 - イ 誓約書（様式 4）
 - ウ 個人事業主の場合には代表者の住民票（マイナンバー記載のないもの）、法人の場合には履歴事項全部証明書（原本、3 か月以内のもの）
 - エ 国税および地方税の納税証明書
 - 個人：国税（申告所得税・消費税及び地方消費税）の納税証明書（写し可）
地方税の滞納がないことを証明する納税証明書（写し可）
 - 法人：国税（法人税・消費税及び地方消費税）の納税証明書（写し可）
地方税の滞納がないことを証明する納税証明書（写し可）
- ※いずれも発行から 3 ヶ月以内のもの

② 提出期限

令和 9 年 1 月 1 2 日（火）午後 5 時

③ 提出方法

- ア 郵送または持参で提出すること
 - イ 正本 1 部を提出すること
- ※提出された書類は返却しない

④ 提出先

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ 店舗跡活用担当者

(5) 企画書等提出

受付期間内に参加表明書を提出していない事業者からの応募は受付けないこととする。

① 提出書類

- ア 厚真町上厚真地区店舗跡活用事業に係る企画提案書等の提出（様式 5）
- イ 事業企画提案書（任意様式） ※事業内容がわかるもの
- ウ 財務計画・収支計画書（様式 6）
- エ その他（任意）

② 提出期限

令和 9 年 1 月 1 8 日（月）午後 5 時

③ 提出方法

- ア 郵送または持参で提出すること
 - イ 正本 1 部及びデータを提出すること。
- ※提出された書類は返却しない

④ 提出先

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ 店舗跡活用担当者

7 選考会

(1) 書類選考

提出された各書類に基づき、活用事業方針に定める選考基準に沿って書類選考を行う。選考結果は令和9年1月25日(月)までに決定し、応募者全員に結果を通知する。

(2) 選考会

ア 書類選考の結果、上位3者を選出のうえ、プレゼンテーション選考の対象とする。
詳細な日時や会場等は、書類選考の結果通知の際に伝える。

イ 選考は活用事業方針に定める選考基準に沿って行い、選考委員会において最も
適当と認められる事業者(優先交渉権者)を1者選定する。

開催日：令和9年2月8日(月)(予定)

ウ 選定結果は、選考会対象者全員に、令和9年2月中旬に通知する。

8 問合せ・資料提出先

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ 店舗跡活用担当者

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電話 0145-27-3179

メール seisaku@town.atsuma.lg.jp

※メール送付の際には、必ず電話で受け取り確認を行ってください。